

SYMPROBUS Cloud サービス契約約款

基本規定

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 アクモス株式会社(以下「当社」といいます。)は、SYMPROBUS Cloud サービス(以下「本サービス」といいます。)契約約款を定め、本約款(第6条で定義します。)を遵守することを条件として契約(以下「本サービス契約」といいます。)を締結していただいた契約者に対し、本サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。ご契約中に価格改定を実施させていただいた場合は、ご契約終了日まで追加料金は発生しません。

2 約款の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し、少なくとも効力発生予定日の1ヶ月以上前に個別契約時に提示する手段または電子メールによりその内容について通知します。

(用語の定義)

第3条 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
データセンター	サーバやネットワーク接続装置等が収容され、収容架・空調・電源等を備えた場所。パブリッククラウドサービスを利用する場合、当該サービス及び当該サービスの稼働環境も含む。
データセンター事業者	サーバやネットワーク接続装置等が収容された場所で、サーバやネットワーク等を利用できる環境を提供する事業者。パブリッククラウドサービスを利用する場合、当該サービスの提供事業者も含む。

(協議)

第4条 本約款に定めのない事項については、契約者と当社との協議によって定めます。

(特約)

第5条 当社は、業務上必要なときは、契約者と特約を定めることがあります。

(本約款の構成)

第6条 本サービスの利用に関する定めは、本サービス契約に定めるほか、基本規定および本サービスの種類ごとに定める個別規定によって構成されます。(これらの基本規定及び個別規定を総称して「本約款」といいます。)基本規定は本サービス全体について、個別規定は、本サービスの種類ごとに適用されます。本サービス契約の内容と本約款の内容に差異がある場合には、本約款が優先して適用されます。また、基本規定の内容と個別規定の内容に差異がある場合には、個別規定が優先して適用されます。

(IDおよびパスワード)

第7条 契約者は、当社が契約者に対し付与するIDおよびパスワードの管理責任を負うものとし、

2 契約者は、ID又はパスワードを第三者に利用させてはいけません。

3 契約者は、ID又はパスワードが窃用、漏洩され又は窃用、漏洩された可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとし、

(サービスの提供区域)

第8条 当社が本約款で提供する本サービスの提供区域は、日本国の全ての地域とします。

(契約の単位)

第9条 当社は、契約者に対して提供する本サービス毎にそれぞれ本サービス契約を締結するものとし、

(権利の譲渡制限)

第10条 契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡または貸与することができません。

第2章 申込及び承諾・変更・解除等

(利用の申込)

第11条 本サービスの利用の申込みは、当社指定の申込書により行います。

(申込の承諾)

第12条 当社が、利用の申込みを承認した場合は、利用開始日を記載した文書により通知します。本サービス契約の成立日は、この文書に記載された日とします。

- 2 契約者から複数のサービス申込みを受けた場合には、本サービスの提供は、申込を受け付けた順とします。
ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 本サービス利用のために契約者が満たすべき要件が満たされていないとき
 - (2) 申込みに係る本サービスの提供又は当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難なとき
 - (3) 本サービスの申込者が、当該申込みに係る本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
 - (4) 申込者が、現に締結し、もしくは、従前締結していた本サービス契約において、債務不履行又は不法行為を行ったことがあるとき
 - (5) 本サービスの利用の申込書に虚偽の事実を記載したとき
 - (6) 違法、不当、公序良俗違反、当社若しくは当社のサービスの信用を毀損する、又は、当社サービスを直接若しくは間接に利用する者に重大な支障をきたす等の態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
 - (7) その他当社が不適切と認めたとき
- 4 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知します。
(契約者の名称等の変更)
- 第13条 契約者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所その他当社が指定する事項に変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出るものとします。
- 2 前項の届け出があったときは、当社が必要と認める場合、契約者は、その届け出のあった事実を証明する書類を提出するものとします。
(契約者の地位の承継)
- 第14条 契約者である法人が合併又は会社分割により契約者の地位の承継があった場合には、当該地位を承継した法人は、当社に対し、そのことを当該承継の効力発生日の後すみやかに当社に届け出るものとします。
- 2 前項の届け出があったときは、当社は、当社が必要と認める場合、契約者はその届け出のあった事実を証明する書類を提出するものとします。
- 3 個人契約において、契約者である個人が死亡した場合には、本契約は自動的に解除され、契約者の地位は相続されないものとします。
(契約者が行う本契約の解約)
- 第15条 契約者は、本サービス契約を解約するときは、当社に対し、解約の日の1ヶ月前までにその旨を通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解約の日とされた日までの期間が1ヶ月未満であるときは、解約の効力は、当該通知があった日から1ヶ月を経過する日に生じるものとします。
(当社が行う本契約の解除)
- 第16条 当社は、次に掲げる事由があるときは、本契約を解除することがあります。
- (1) 第24条(提供停止)第1項の規定により本サービスの提供が停止された場合において、契約者が当該停止の日から1ヶ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
 - (2) 第24条(提供停止)第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると当社が認めたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめこれを通知します。

第3章 契約者の義務

(契約者の義務)

第17条 契約者は、基本規定及び個別規定に定められた契約者の義務を遵守するものとします。

(禁止事項)

第18条 契約者は、次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスの運営に支障をきたす行為
 - a. 通常のサービス利用の範囲を逸脱した回数、容量のアクセス及びデータ保存(いわゆる DoS 攻撃、DDoS 攻撃等)
 - b. 正常に発行されたアカウント情報以外のログイン ID、パスワードでログインを試行する行為
 - c. ネットワーク診断ツール、脆弱性診断ツール等を無断で実施する行為
 - d. その他一般的にセキュリティ侵害と見なされる行為
- (2) 本サービス環境に利用目的を逸脱するデータを作成し保存する行為
 - a. 第三者に対する攻撃を意図した情報の入力を行う行為(いわゆるクロスサイトスクリプティング、クロ

スサイトリクエストフォージェリ等)

b.その他一般的にセキュリティ侵害を目的としたデータを入力する行為

(3)本サービス環境を利用目的を逸脱した目的で利用する行為

(4)本サービス用に発行されたアカウント情報(ログインIDまたはパスワード)を第三者に開示し、または使用させる行為

(5)本サービス及び関連情報を複製・改変・編集・頒布し、もしくは本サービスにて提供されるソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルする行為

(契約者の義務違反)

第19条 契約者が、[第17条\(契約者の義務\)](#)又は[前条\(禁止事項\)](#)に違反した場合にあっては、当社は、契約者に対してこれにより当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。なお、求償額は原則として提供サービスの年間利用料を上限としますが、違反の内容により重度の問題があった場合には別途協議の上決定するものとさせていただきます。

第4章 品質保証, 責任の限定等

(サービスの品質保証又は保証の限定)

第20条 本サービスにおける品質保証又は保証の限定に関しては、個別規定において定めるものとします。

(当社の免責)

第21条 当社は、本サービスを当社にて実績があると判断した安全性の高いネットワーク上で運営します。しかし当社はこれらの安全性、信頼性を保証するものではなく、保存された登録情報等その他の消失に起因して生じた損害について、基本規定及び各サービス固有の個別規定において明示的に規定された場合及びかかる損害が当社の故意または重過失により生じた場合を除いては、賠償する責任を一切負わないものとします。(これには、お客様が対象者から損害賠償請求等を受けた場合の損害を含みますが、これに限られるものではありません。)なお、当社の損害賠償責任の範囲は原則として契約者が払った過去1年分の本サービス料金に相当する額を上限とし、お客様はこれに同意するものとします。ただし、重度の問題があった場合には別途協議の上決定するものとします。

第5章 利用の制限・提供中止及び提供停止ならびにサービスの廃止

(利用の制限)

第22条 当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条の規定に基づき、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信がなされた場合あるいはなされる恐れがある場合には、通信を制限する場合があります。

(提供中止)

第23条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止あるいは停止することがあります。

(1) 当社又は当社が利用するデータセンター事業者の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき

(2) 当社又は当社が利用するデータセンター事業者の本サービスに係る保守を実施するとき

(3) 当社又は当社が利用するデータセンター事業者の電気通信設備の障害等やむを得ないとき

(4) 当社が利用するデータセンター事業者が本サービスに係るサービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことが困難になったとき

(5) その他当社がやむを得ないと認める事由がある場合

2 当社は、本サービスの提供を中止あるいは停止するときは、契約者に対し事前にその旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急の事由によりやむを得ないときは、この限りではありません。

3 契約者は、当社に対し、本サービス契約締結後速やかに、当社が障害通知を連絡する場合の連絡先(以下「障害時連絡先」といいます。)を通知するものとします。

4 障害時連絡先の変更があったときは、契約者は、速やかにその旨及び変更後の障害時連絡先を当社に届け出るものとします。

(提供停止)

第24条 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本契約上の債務の支払いを怠ったとき。もしくは、債務の支払いを怠るおそれがあるとき
 - (2) [第17条\(契約者の義務\)](#)の規定に基づき定められた契約者の義務に違反したとき
 - (3) [第18条\(禁止事項\)](#)の規定に違反したとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は事後に通知します。
- (サービスの廃止)
- 第25条 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を通知します。
- 3 第1項のほか、本サービスの提供に用いられる他のデータセンター事業者等によって、当該役務等の提供が廃止される場合は、本サービスの全部又は一部が廃止されることがあるものとします。この場合、当社は契約者に対し、当社が知得した範囲において当該役務等の提供の廃止について通知に努めるものとします。
- 4 本条の規定は、個別規定において別の定めをすることができるものとします。

第6章 料金等

(料金等の支払義務)

- 第26条 本サービス契約者は、当社に対し、本サービスの利用に関し、個別規定に定めるところにより、料金を支払うものとします。
- 2 第24条(提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係わる本サービスの料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

(料金等の調定)

- 第27条 個別規定に定める最低利用期間が経過する日前に本契約が解約された場合における本サービスの料金の額は、当該最低利用期間に対応する基本料金の料金及び個別規定に定める付加機能使用料を合算した額とします。

(品質保証違背時の減額)

- 第28条 本サービスについて第20条(サービスの品質保証又は保証の限定)の規定に基づく品質保証が設けられている場合であって、当該品質保証の違背が発生したときは、当社は、契約者の請求に基づき、本サービスの種類毎に定める額を料金から減額するものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

(料金等の支払)

- 第29条 契約者は、本サービスの料金を当社が指定する期日までに当社が指定する方法により支払うものとします。なお、当該支払に係る振込手数料は契約者の負担とします。
- 2 当社は利用開始日が暦月の初日以外の日であった場合における当該月の本サービスの基本料金、付加機能使用料はこれを請求しません。
- 3 契約の解約の日が暦月の初日以外であった場合における当該月の本サービスの基本料金、及び付加機能使用料は、当該月の末日まで本サービスを提供したものとみなしこれを請求します。

(割増金)

- 第30条 料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額のほか、その免れた額に相当する額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

(延滞利息)

- 第31条 契約者が、料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

(割増金等の支払方法)

- 第32条 [第30条\(割増金\)](#)及び前条(延滞利息)の支払いについては、契約者は当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

(消費税)

- 第33条 契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

(端数処理)

第34条 当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第7章 営業および個人情報の取扱い

(営業秘密)

第35条 当社は、本サービスの提供に関し知り得た契約者の営業秘密(契約者が当社に対して秘密である旨明示して開示した情報をいいます。)について、第三者に対し開示しないものとします。なお、営業秘密には、以下の情報を含まないものとします。

- (1) 開示時点において、当社がすでに有していた情報
- (2) 当社が、第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 当社が独自に開発した情報
- (4) 公知である等不正競争防止法上の「営業秘密」に該当しない情報

2 契約者は、本サービスの利用に関し知り得た当社の技術情報、サービスの内容、その他当社が秘密である旨指定して契約者に開示する場合の当該情報について、当社があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に開示してはならないものとします。

(個人情報保護)

第36条 当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を適切に取り扱うものとします。

2 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

- (1) 本サービスの提供にかかる業務を行うこと。(サービスの一時停止を含むメンテナンスやアップデート等の業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。)
- (2) 本サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。
- (3) 当社のサービスに関する情報(当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含む)を、電子メール等により送付すること。
- (4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

3 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。

4 当社は、契約者の同意がない限り第三者提供は行わないものとします。また提供が発生する場合は、契約者に書面にて確認を行い、同意をいただけた場合のみ提供を行うものとします。

5 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第8章 雑則

(業務委託)

第37条 当社は、本サービスの提供に必要な業務の一部については、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

2 当社は、契約者の同意がない限り第三者委託は行わないものとします。また委託が発生する場合は、契約者に書面にて確認を行い、同意をいただけた場合のみ委託を行うものとします。

(サービス利用に必要な役務等)

第38条 本サービスを利用するために必要な電気供給等の役務、装置等は、個別規定において明示的に規定されている場合を除き、契約者の責任において調達するものとします。

(データセンター)

第39条 当社は、本サービスを提供するために適したデータセンターを指定することができるものとします。データセンターに障害等が発生し、本サービスの提供に支障が生じた場合、契約者に速やかに通知を行います。また障害等が改善し、サービスの提供が再開された場合には改めて契約者への通知を行うものとします。

(反社会的勢力の排除)

第40条 契約者および当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「暴力団員等」とい

ます。)に該当しないこと、および、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 契約者及び当社は、相手方が第1項のいずれかに違反すると疑われる合理的な事情がある場合、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができるものとし、相手方はこれに協力するものとします。また、契約者及び当社は、自らが第1項のいずれかに違反し、又は、そのおそれがあることが判明した場合、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとします。

4 契約者及び当社は、相手方が前三項のいずれかに違反した場合、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本サービスの利用契約を解約することができるものとします。

5 契約者及び当社は、前項に基づく解約により相手方が被った損害について、一切の義務及び責任を負わないものとします。

(合意管轄裁判所)

第41条 契約者と当社との間で訴訟の必要性が生じた場合、東京地方裁判所のみを管轄裁判所として処理するものとします。

(技術的事項)

第42条 本サービスにおける基本的な技術事項は、個別規定において定めるものとします。

付則

この契約規定は、令和6年5月1日から実施します。

— 以上 —